別紙様式第十六号の二十第二の三⑴の表記載上の注意２中⑵を削り、同記載上の注意２⑶を次のように改め、同記載上の注意２中⑶を⑵とする。

⑶　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

②　株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第十六号の二十第二の三⑵の表記載上の注意２中⑷を⑶とする。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑵の表記載上の注意４を次のように改める。

４　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑵の表記載上の注意４の次に次のように加える。

５　当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑶の表記載上の注意２中⑵を削り、同記載上の注意２⑶を次のように改め、同記載上の注意２中⑶を⑵とする。

⑶　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

②　株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第十六号の二十第二の三⑶の表記載上の注意２中⑷を⑶とし、同記載上の注意６を次のように改める。

６　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑶の表記載上の注意６の次に次のように加える。

７　当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記６の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑸の表記載上の注意４を次のように改める。

４　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑸の表記載上の注意４の次に次のように加える。

５　当期純剰余金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑹の表記載上の注意５を次のように改める。

５　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十六号の二十第二の三⑹の表記載上の注意５の次に次のように加える。

６　当期純剰余金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記５の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第十六号の二十第二の五の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第二の五の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の二十第二の六の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第二の六の表記載上の注意４中「当連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意５の次に次のように加える。

６　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の二十四第一の４の表記載上の注意１を次のように改める。

１　持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、少額短期保険持株会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

別紙様式第十六号の二十四第二の二⑴の表及び⑵の表記載上の注意２⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の二十四第二の二⑴の表及び⑵の表記載上の注意２⑿を次のように改める。

⑿　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　少額短期保険持株会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨